

平成 29 年度「空き家活用リフォーム助成事業」補助対象工事一覧

省エネ	開口部の断熱改修	内窓の新設	既存の単板ガラス窓の内側に新たに窓を取り付ける工事
		外窓の交換	既存の単板ガラス窓を取り除き、以下のガラス交換に規定する新たなガラス窓に交換する工事
		ガラス交換	単板ガラスを次のいずれかに交換する工事 ①複層ガラス（空気層6mm以上） ②複層ガラス中央部の熱貫流率が4.0以下
		ドアの交換	住宅の屋外に面するドアを交換する工事 （ただし、国が実施する「住宅ストック循環支援事業」に登録された製品に限る）
外壁、屋根・天井、床の断熱改修		外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、新たに断熱材を用いる断熱改修工事	
省エネルギー等設備機器の設置		①節水型トイレ（洗浄水量が6.5L以下のもの） ②高断熱浴槽（4時間後の湯の低下温度が2.5℃以内）	
バリアフリー	手すりの設置		廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路（玄関アプローチ）などに転倒予防や移動補助のために手すりを取り付ける工事
	段差の解消		居室、廊下、便所、浴室、玄関などの各室間の段差や玄関アプローチの段差を解消する工事（敷居を低くする、スロープを設置、浴室の床のかさ上げ等） ※昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象外
	廊下幅等の拡張		通路又は出入口の幅を拡張する工事 ※工事後の通路幅が概ね780mm以上（柱のある部分は概ね750mm以上）、出入口の幅が概ね750mm以上（浴室の出入口は概ね600mm以上）であること
	床材の変更		居室を畳敷きから板張り、ビニール系床材に変更する工事、浴室の床を滑りにくいものへ変更する工事、通路面を滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事
	開き戸から引戸・折戸への変更 ドアノブからレバーハンドル等への変更		①開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテンなどに取り替える工事 ②ドアノブからレバーハンドル等への変更
	和式から洋式への便器の変更		和式便器から洋式便器（暖房便座、洗浄機能付便座も含む）へ取り替える工事
耐久性向上	屋根の改修工事		耐久性や防水性が従来より向上する工事 （塗替え、葺替え、防水）
	外壁の改修工事		耐久性や防水性が従来より向上する工事 （塗替え、張替え）
居住性向上	広さ又は間取りの変更に伴う間仕切り壁の撤去等 （2LDK→1LDK、3K→2LDK など）		